

議案第13号

大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定する。

令和元年12月4日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により、会計年度任用職員の給与及び報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員をいう。
- (3) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の種類)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 会計年度任用職員行政職給料表（別表第1）

(2) 会計年度任用職員医療職給料表（別表第2）

ア 会計年度任用職員医療職給料表（1）

イ 会計年度任用職員医療職給料表（2）

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料（以下「給料」という。）の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法）

第7条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、規則で定める。

第8条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者には、その者がフルタイム会計年度任用職員となった日から給料を支給し、給料の額の異動を生じた者には、当該異動を生じた日から新たに定められた給料を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、離職した日までの給料を支給する。

3 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、死亡した日の属する月までの給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条第1項に規定する給料の計算期間の初日から支給するとき以外のとき又は当該期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、当該期間の現日数から週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 給料を支給する場合に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の額は、給料の額に100分の6を超えない範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の額、通勤手当の額の改定及び通勤手当の返納は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号。以下「給与条例」という。)第10条の規定により支給される通勤手当の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第11条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事するフルタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類及び額並びに特殊勤務手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲は、職員の特務手当に関する条例(昭和37年条例第4号)の規定の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第12条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、大網白里市の休日定める条例(平成2年条例第1号)第1条第1項第2号に掲げる日(代休日を指定されて、当該日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は同条例第1条第1項第3号に掲げる日(代休日を指定されて、当該日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇である場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除きその勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、時間外勤務手当を支給する。

2 時間外勤務手当の額は、給与条例第13条の規定により支給される時間外勤務手当の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第14条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、休日勤務手当を支給する。

2 休日勤務手当の額は、給与条例第14条の規定により支給される休日勤務手当の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をするフルタイム会計年度任用職員には、夜間勤務手当を支給する。

2 夜間勤務手当の額は、給与条例第15条の規定により支給される夜間勤務手当の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第17条 6月1日及び12月1日(以下この条及び第28条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)であって、任期の定めが6か月以上のもの(これに準ずる者として規則で定める者を含む。)には、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、フルタイム

会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、それぞれの日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

4 期末手当の不支給及び支給の一時差止めについては、給与条例第18条の2及び第18条の3の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬等の種類)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の報酬等の種類は、正規の勤務時間に対する報酬(以下「基本報酬」という。)並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに期末手当とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第19条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、日額又は時間額とする。

2 基本報酬の額を定める基準となる額(次項及び第4項において「報酬基準額」という。)は、当該パートタイム会計年度任用職員をフルタイム会計年度任用職員とみなして、第5条及び第6条の規定を適用したならば該当することとなる職務の級及び号給の給料月額に相当する額とする。

3 日額による基本報酬の額は、報酬基準額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

4 時間額による基本報酬の額は、報酬基準額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給方法)

第20条 基本報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。

3 基本報酬の支給日は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第21条 パートタイム会計年度任用職員には、地域手当に相当する報酬を支給する。

2 地域手当に相当する報酬の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額に100分の6を超えない範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、報酬上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本報酬で考慮することが適当でないと思えられるものに従事するパートタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 特殊勤務手当に相当する報酬の種類及び額並びに特殊勤務手当に相当する報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲は、職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇である場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除きその勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第24条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 時間外勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)

を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前各項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。）について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次の各号に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を、時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により

休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。) 1
00分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬)

第25条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 休日勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その祝日法による休日等及び年末年始の休日等の勤務に対しては、休日勤務手当に相当する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬)

第26条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 夜間勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第27条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額による報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(2) 時間額による報酬 第19条第4項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第28条 基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則で

定める者を除く。)であって、次の各号のいずれにも該当するものには、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

(1) 任期の定めが6か月以上の者(これに準ずる者として規則で定める者を含む。)

(2) 1週間当たりの勤務時間が規則で定める時間以上の者

2 期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、それぞれの日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

4 期末手当の不支給及び支給の一時差止めについては、給与条例第18条の2及び第18条の3の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員には、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 費用弁償は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の勤務形態に応じ、当該各号に定める区分により支給するものとし、その額は、それぞれ別表第3に定めるところによる。ただし、公共交通機関を利用し通勤する場合にあつては、実費相当額を支給する。

(1) 1週間の勤務日数が4日以上であつて、社会保険に加入する者 月額

(2) 前号に掲げる者以外の者 日額

3 日額による費用弁償が適用されるパートタイム会計年度任用職員の計算期間(第20条第1項の計算期間をいう。以下同じ。)における費用弁償の額が月額によることとして計算した場合の費用弁償の額を超えるときは、その者の当該計算期間における費用弁償の額は、月額によることとして計算した場合の額を限度とする。

- 4 月額による費用弁償が適用されるパートタイム会計年度任用職員の計算期間における勤務をした日の日数が10日に満たないときは、その者の当該計算期間における費用弁償の額は、月額によることとして計算した場合の額を限度とする。
- 5 計算期間の途中より任用され、又は計算期間の途中で退職したパートタイム会計年度任用職員（月額による費用弁償が適用されるパートタイム会計年度任用職員に限る。）の当該計算期間における費用弁償の額は、月額によることとして算出した場合と月額によることとして算出した場合とを比較して、いずれか低い方の額とする。
- 6 通勤に係る費用弁償の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の範囲及び費用弁償の返納は、給与条例第10条の規定により支給される通勤手当の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額、支給方法等は、職員の旅費に関する条例（昭和33年条例第1号）第3条の規定により支給される旅費の例による。

（任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等）

第31条 職務の性質上、第3条から前条までの規定により難しい職を占める会計年度任用職員として特に任命権者が認める者の給与及び報酬等並びに費用弁償（以下「給与等」という。）については、これらの規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性、職務上必要となる知識、技術、職務経験等を考慮して、任命権者が別に定める。

（休職者の給与等）

第32条 法第28条第2項の規定により休職された会計年度任用職員には、その休職の期間中、いかなる給与等も支給しない。

（給与等からの控除）

第33条 給与条例第22条各号に掲げるものについては、会計年度任用職員に給与等を支給する際、その給与等から控除することができる。

（口座振替の方法による給与等の支給）

第34条 給与等は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年度における会計年度任用職員の期末手当の特例)

2 令和2年度における第17条第2項及び第28条第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	100分の130	100分の50
第28条第2項	100分の130	100分の50

別表第1 (第4条第1号)

会計年度任用職員行政職給料表

職務 の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600

21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100
62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400

67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	285,800
71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600

113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第31条の規定により任命権者が特に認めるフルタイム会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条第2号）

ア 会計年度任用職員医療職給料表（1）

職務 の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	149,000	186,900
2	150,400	188,500
3	151,800	190,100
4	153,200	191,700
5	154,400	193,200
6	156,200	194,700
7	157,900	196,300
8	159,600	197,800
9	161,300	199,400
10	163,000	201,100
11	164,700	202,700
12	166,500	204,400
13	168,000	205,800
14	169,900	207,400
15	171,900	209,000
16	173,800	210,600
17	175,700	212,000
18	177,600	213,600
19	179,400	215,300
20	181,300	217,000
21	183,200	218,300
22	184,700	219,800
23	186,200	221,200

24	187, 700	222, 700
25	189, 300	224, 100
26	190, 600	225, 500
27	192, 100	226, 800
28	193, 500	228, 100
29	195, 000	229, 400
30	196, 200	230, 800
31	197, 500	232, 300
32	198, 800	233, 700
33	200, 200	234, 800
34	201, 600	236, 100
35	202, 900	237, 100
36	204, 300	238, 400
37	205, 400	239, 800
38	206, 700	241, 100
39	208, 000	242, 200
40	209, 300	243, 500
41	210, 400	244, 800
42	211, 600	245, 900
43	212, 800	247, 100
44	214, 000	248, 200
45	215, 200	249, 300
46	216, 300	250, 700
47	217, 300	252, 200
48	218, 400	253, 500
49	219, 400	255, 100
50	220, 400	256, 500
51	221, 300	257, 900
52	222, 300	259, 200
53	222, 700	260, 300
54	223, 600	261, 700
55	224, 300	263, 100
56	225, 200	264, 400
57	225, 900	265, 200
58	226, 800	266, 500
59	227, 500	267, 800
60	228, 300	269, 100
61	229, 200	270, 000
62	230, 000	271, 200
63	230, 900	272, 500
64	231, 900	273, 800
65	232, 500	274, 600
66	233, 300	275, 700
67	234, 100	276, 600
68	234, 900	277, 700
69	235, 600	278, 700

70	236,300	279,700
71	237,000	280,800
72	237,600	281,900
73	238,300	282,500
74	239,100	283,200
75	239,900	283,700
76	240,600	284,500
77	241,000	285,300
78	241,600	285,900
79	242,200	286,500
80	242,800	287,100
81	243,100	287,800
82	243,500	288,300
83	243,900	288,700
84	244,200	289,100
85	244,500	289,300
86		289,500
87		289,700
88		289,900
89		290,300
90		290,500
91		290,700
92		290,900
93		291,300
94		291,500
95		291,700
96		292,000
97		292,400
98		292,700
99		292,900
100		293,200
101		293,500
102		293,700
103		293,900
104		294,200
105		294,500

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他職員で規則で定めるものに適用する。

イ 会計年度任用職員医療職給料表（2）

職務 の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	163,000	190,500
2	164,400	192,600
3	165,900	194,700

4	167,300	196,700
5	168,800	198,800
6	170,300	201,100
7	171,800	203,400
8	173,300	205,700
9	174,600	208,100
10	176,300	209,500
11	177,900	210,900
12	179,400	212,100
13	180,900	213,500
14	182,900	214,900
15	184,900	216,400
16	186,900	217,600
17	189,100	219,000
18	191,200	220,500
19	193,300	222,000
20	195,400	223,500
21	197,500	224,700
22	199,700	226,400
23	201,900	228,100
24	204,100	229,800
25	206,100	231,100
26	207,400	232,800
27	208,600	234,500
28	209,900	236,200
29	211,100	237,800
30	212,200	239,200
31	213,500	240,500
32	214,700	241,600
33	216,000	242,800
34	217,300	243,900
35	218,600	244,800
36	219,900	245,900
37	221,100	246,800
38	222,500	247,900
39	223,800	248,800
40	225,200	249,900
41	226,100	250,400
42	227,500	251,300
43	228,900	252,200
44	230,300	253,100
45	231,500	253,900
46	232,900	254,900
47	234,200	255,800
48	235,500	256,800
49	236,500	257,800

50	237,600	258,900
51	238,600	260,100
52	239,700	261,300
53	240,600	262,400
54	241,700	263,900
55	242,700	265,300
56	243,700	266,700
57	244,400	268,200
58	245,400	269,800
59	246,100	271,300
60	247,100	272,800
61	248,000	274,200
62	249,000	275,700
63	249,800	277,200
64	250,800	278,500
65	251,700	279,900
66	252,600	281,400
67	253,700	282,900
68	254,600	284,400
69	255,400	285,500
70	256,500	287,000
71	257,600	288,500
72	258,700	289,900
73	260,100	290,900
74	261,400	292,300
75	262,700	293,500
76	263,900	294,800
77	264,900	296,200
78	266,000	297,500
79	267,300	298,700
80	268,500	300,000
81	269,400	300,500
82	270,400	301,700
83	271,500	302,800
84	272,600	304,000
85	273,400	305,100
86	274,300	306,300
87	275,400	307,500
88	276,500	308,600
89	277,300	309,900
90	278,200	311,100
91	279,000	312,300
92	280,000	313,500
93	280,900	314,300
94	281,900	315,000
95	282,800	315,700

96	283,800	316,300
97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000
102	288,300	319,600
103	289,100	320,200
104	289,900	320,800
105	290,600	321,200
106	291,100	321,700
107	291,600	322,200
108	292,100	322,700
109	292,300	323,100
110	292,600	323,500
111	292,800	323,800
112	293,200	324,100
113	293,500	324,500
114	293,700	324,900
115	294,100	325,300
116	294,400	325,600
117	294,700	325,800
118	295,000	326,100
119	295,300	326,500
120	295,700	326,700
121	296,000	326,900
122	296,400	327,200
123	296,700	327,500
124	297,100	327,800
125	297,300	328,000
126	297,500	328,300
127	297,800	328,700
128	298,200	328,900
129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200

142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	
147	303,900	
148	304,300	
149	304,500	
150	304,700	
151	305,000	
152	305,300	
153	305,700	
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第29条第2項）

ア 普通自動車等使用者等の費用弁償額表

使用者の区分 片道の使用距離	普通自動車等 使用者		原動機付自転車等 使用者	
	月額	日額	月額	日額
	円	円	円	円
2km以上4km未満	3,000	150	3,000	150
4km以上6km未満	4,170	210	4,170	210
6km以上8km未満	5,230	260	5,060	250
8km以上10km未満	6,290	320	5,950	300
10km以上12km未満	7,340	370	6,840	340
12km以上14km未満	8,570	430	8,060	400
14km以上16km未満	9,800	490	9,280	460
16km以上18km未満	11,020	550	10,490	530
18km以上20km未満	12,240	610	11,700	590
20km以上22km未満	13,460	670	12,910	650
22km以上24km未満	14,640	730	14,080	700
24km以上26km未満	15,820	790	15,260	760
26km以上28km未満	17,000	850	16,430	820
28km以上30km未満	18,170	910	17,600	880
30km以上32km未満	19,340	970	18,780	940
32km以上34km未満	20,430	1,020	19,790	990
34km以上36km未満	21,520	1,080	20,810	1,040
36km以上38km未満	22,610	1,130	21,820	1,090
38km以上40km未満	23,700	1,190	22,830	1,140
40km以上42km未満	24,790	1,240	23,840	1,190
42km以上44km未満	25,710	1,290	23,840	1,190
44km以上46km未満	26,640	1,330	23,840	1,190
46km以上48km未満	27,570	1,380	23,840	1,190
48km以上50km未満	28,500	1,430	23,840	1,190
50km以上52km未満	29,430	1,470	23,840	1,190
52km以上54km未満	30,160	1,510	23,840	1,190
54km以上56km未満	30,890	1,550	23,840	1,190

56km以上58km未満	31,630	1,580	23,840	1,190
58km以上60km未満	32,370	1,620	23,840	1,190
60km以上62km未満	33,100	1,660	23,840	1,190
62km以上64km未満	34,160	1,710	23,840	1,190
64km以上66km未満	35,220	1,760	23,840	1,190
66km以上68km未満	36,280	1,810	23,840	1,190
68km以上70km未満	37,340	1,870	23,840	1,190
70km以上72km未満	38,400	1,920	23,840	1,190
72km以上74km未満	39,460	1,970	23,840	1,190
74km以上76km未満	40,520	2,030	23,840	1,190
76km以上78km未満	41,580	2,080	23,840	1,190
78km以上80km未満	42,640	2,130	23,840	1,190
80km以上82km未満	43,700	2,190	23,840	1,190
82km以上84km未満	44,760	2,240	23,840	1,190
84km以上86km未満	45,820	2,290	23,840	1,190
86km以上88km未満	46,880	2,340	23,840	1,190
88km以上90km未満	47,940	2,400	23,840	1,190
90km以上92km未満	49,000	2,450	23,840	1,190
92km以上94km未満	50,060	2,500	23,840	1,190
94km以上96km未満	51,120	2,560	23,840	1,190
96km以上98km未満	52,180	2,610	23,840	1,190
98km以上100km未満	53,240	2,660	23,840	1,190
100km以上	54,300	2,720	23,840	1,190

備考

- この表において「普通自動車等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。
- この表において「原動機付自転車等」とは、自転車及び普通自動車等以外の交通の用具をいう。

イ 自転車使用者の費用弁償額表

片道の使用距離	月額	日額
	円	円
2 km以上 5 km未満	3,000	150
5 km以上10km未満	3,800	190
10km以上	5,000	250